

令和4年12月12日

入札参加者 様

上越市ガス水道局
(建設課)

令和5年1月10日以降通知(公告)する舗装工事の運用について(通知)

この度、新潟県土木部積算基準の改定に伴い、上越市ガス水道局建設課が発注する舗装工事について下記のとおり運用します。

記

1. 適用の時期

令和5年1月10日以降の入札通知及び入札公告分から適用

2. 積算基準について

新潟県土木部積算基準(令和4年10月20日以降適用)

※ 詳しくは、新潟県ホームページ「新潟県土木部積算基準の改定・訂正について」を参照してください。

3. 注意事項

- ・ 労務単価は、令和4年10月20日以降適用の「新潟県土木工事等基礎単価表」の価格である。
- ・ 資機材単価(上記及び「令和4年度[秋]資材単価一覧表」以外)は、令和4年10月20日以降適用の「新潟県土木工事等基礎単価表」の価格である。
- ・ 適用歩掛は、令和4年10月20日以降適用の新潟県土木部積算基準である。
- ・ 基礎単価の「見積単価」については、週休2日補正の対象外とする。